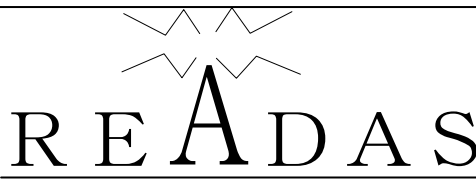


第 5446 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月11日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー対応費用

Q：マイナンバーに対応するための費用を支出しましたが、この費用はどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

マイナンバーに対応するために支出した費用は、次のように取り扱われます。

①修繕費となる場合

マイナンバー制度に対応するために、これまで使用していたソフトウェアのプログラムを更新するという費用は修繕費として取り扱われます。

②資産の取得となる場合

マイナンバー制度に対応するため、パソコンやサーバー、ドアロックシステムなどを購入する場合の費用は、器具備品等として、資産計上することになります。

ただし、その取得価額が10万円未満であれば損金経理をして損金算入、20万円未満であれば一括償却資産として取り扱うことができ、また、中小企業者であれば、30万円未満のものについては1事業年度当たり300万円を限度に損金経理を要件に損金算入が認められます。

また、暗号化ソフトやパソコン管理ソフトなどのソフトウェアを新たに導入する場合の費用は、上記のような少額減価償却資産や一括償却資産に該当するものを除き、原則として資産計上となります。

